

特別養護老人ホーム 入所申し込みのしおり （平成28年12月現在）

足立区では、区内特別養護老人ホームの入所手続に統一の申込書を使用しています。

入所の必要度の高い方から入所できるよう、要介護度、その他の状況を点数化し、入所優先度の評価を客観的に行います。

1 申し込みできる方... (1) または (2) に該当する方

- (1) 「優先入所」 介護保険の要介護認定が要介護3以上の方で、常に介護を必要とし自宅では介護が困難な方。
- (2) 「特例入所」 介護保険の要介護認定が要介護1や2の方で、入所申込書に記載されている事項から特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情があると認められる方。

特別養護老人ホームは介護福祉施設であるため、次のいずれかに該当する方は入所できません。

- 入院加療や高度の医療が必要な方
- 常時治療が必要な方、24時間看護が必要な方
- 精神疾患で治療が必要な方
- 他の利用者に暴力、暴言等で危険なことや他の利用者に迷惑をかける恐れのある方
- 自傷行為等がある方
- その他、疥癬等医師が入所困難と判断した方

2 対象となる特別養護老人ホーム

P3、「足立区特別養護老人ホーム一覧」をご覧ください。

3 申し込み方法

入所申込書（裏面介護支援専門員等の欄を含む）を記入し、**第一希望の施設に提出**してください。

「介護支援専門員等の特記事項」は、ご本人の居場所により記入担当者が異なります。（下表参照）

		介護サービス受給状況	意見書の記入の依頼先
ご本人の居場所	在宅	受けている 受けたことがある	担当のケアマネジャー（介護支援専門員）
		受けていない ケアマネジャーがいない	担当地域の地域包括支援センターで状況を話して、記入してもらってください。（P4、参照）
	入院中	入院前に受けていた	担当していたケアマネジャー （入院後3か月以上経過した場合は下記によってください）
		入院前に受けていない	病院の相談員等がいる場合は、施設入所を申し込む事情を話し、記入してもらうことが可能であれば依頼してください。 （文書料等自己負担が発生する場合があります。） 病院に相談員等がいない、または相談員等はいるが記入してもらうことが難しい場合は、申し込む方が、ご本人の体の状況やご家族の状況、介護の状況を記入してください。
	老人保健施設、その他施設に入所中		施設のケアマネジャー、施設の指導員・相談員等

4 申し込みの有効期限

施設に入所の申し込みをした日（申込受付日）の翌年度末まで

（例）申込受付日が平成28年12月1日の場合 平成30年3月31日まで有効

5 留意事項

- (1) 胃ろう等、医療的なケアが必要な場合、原則的には入所できませんが、一部の施設で病状により受け入れています。「区内特別養護老人ホーム医療的ケア等の取り扱い」(P5～7)を参照。
- (2) 入所可能との連絡を受けた後、ご本人やご家族のご事情で入所を辞退された場合、「入所申込辞

退届」を提出して頂く場合があります。

- (3) 多くの入所待機者がいる現状では、入所決定後、または入所後、別の区内特別養護老人ホームに変更(異動)することはできません。
- (4) お申し込みを取り消す場合は、お申し込み先の特別養護老人ホームに「入所申込辞退届」を提出してください。
- (5) 入所申込書に虚偽の記載があった場合は、入所できません。

6 ご理解頂きたいこと

- (1) 特別養護老人ホーム入所検討委員会で認定された後、入所優先度をお知らせします。
お申し込みから、お知らせまで数か月お待ち頂く場合があります。
- (2) 入所優先度の同一ランク内では、原則として、入所優先度認定の総合点数、施設の空き状況(男女別、認知症の状態、医療的ケア等)を考慮して入所者が決定されます。
- (3) 医療的ケア等(胃ろうや尿管カテーテルなど)が必要な方については、受入人数に限りがありますので、優先度が上位の場合でも入所は困難になります。

お申し込みから入所までの流れ

1 申 込 み

提出書類 特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書(介護支援専門員等の特記事項も必ず記入)
住所が足立区外の方、住所が足立区でも足立区以外の介護保険証の方は、要介護度、
要介護認定有効期間が分かる「介護保険被保険者証」等のコピー

申込場所 第一希望の特別養護老人ホーム

2 入 所 優 先 度 評 価

入所申込書から算出される点数、および区で2~3カ月に1回行う「特別養護老人ホーム入所検討委員会」により入所希望者の優先度を認定します。

特別養護老人ホーム入所検討委員会は、区内の特別養護老人ホーム施設長、介護支援専門員代表、地域包括支援センター代表、区の関係所管の職員で構成されています。

区から、申込書に記載された連絡先に「認定された入所優先度」(結果通知)をお送りします。

入所優先度は、全ての入所希望者に順位をつけるものではなく、入所希望者をA・B・Cランクの3段階に区分するものです。

施設ごとに入所優先度順に入所希望者の名簿を作成します

3 各施設から入所の連絡

現在、各施設ともほぼ満室です。

空きが出て入所の対象となった場合は、各施設から連絡先に直接、入所のご連絡をします。

施設からの連絡後、面接調査、必要な健康診断等を行い、入所に支障がない場合、契約し入所となります。

4 入 所

足立区特別養護老人ホーム一覧

平成28年12月1日 現在

	施設番号	施設名	定員	電話番号	所在地	設置年月
従来型 (4人部屋主体)	01	足立新生苑	220	03-3883-7946	〒121-0061 花畑4-39-10	S43.7
	02	紫磨園	120	03-3857-4165	〒121-0836 入谷3-3-6	H1.3
	03	さのの	100	03-5682-0007	〒121-0053 佐野2-30-12	H3.5
	04	扇	76	03-3856-1199	〒123-0873 扇1-52-23	H5.4
	05	六月	50	03-5242-0303	〒121-0814 六月1-6-1	H7.4
	06	グレイスホーム	50	03-3890-0214	〒123-0845 西新井本町4-13-16	H8.6
	07	足立翔裕園	150	03-3855-6363	〒121-0836 入谷9-15-18	H9.4
	08	さくら	60	03-5691-7150	〒123-0862 皿沼2-8-8	H12.4
	09	中央本町杉の子園	60	03-3886-0002	〒121-0011 中央本町4-14-20	H13.4
	10	ウエルガーデン伊興園	130	03-5838-1500	〒121-0823 伊興3-7-4	H13.5
	11	イーストピア東和	147	03-5613-1230	〒120-0003 東和4-7-23	H13.11
	23	ル・ソラリオン綾瀬(多)	40	03-5613-1176	〒120-0004 東綾瀬3-9-1	H27.4
	25	花畑あすか苑(多)	40	03-5856-4751	〒121-0061 花畑4-20-1	H28.8
ユニット個室型	12	プレミア扇	96	03-3890-3333	〒123-0873 扇1-3-5	H18.2
	13	ハピネスあだち 聴覚障がいユニット有	150	03-5839-3630	〒123-0872 江北3-14-1	H18.4
	14	はるかぜ	30	03-5851-7055	〒121-0063 東保木間1-19-5	H19.1
	15	千住桜花苑 視覚障がいユニット有	100	03-5244-6881	〒120-0041 千住元町18-19	H19.6
	16	竹の塚翔裕園	100	03-5851-6050	〒121-0813 竹の塚7-19-14	H21.11
	17	ル・ソラリオン西新井	150	03-3899-3005	〒123-0841 西新井3-14-3	H23.4
	18	ピオネ西新井	100	03-6807-1213	〒123-0841 西新井1-33-15	H26.3
	19	奉優の家	74	03-5613-1525	〒121-0053 佐野1-29-3	H26.3
	20	古千谷苑	120	03-3856-7257	〒121-0832 古千谷本町1-3-19	H26.4
	21	ケアホ-ム足立	100	03-3853-6800	〒121-0836 入谷1-8-15	H26.4
	22	足立万葉苑	100	03-5856-6695	〒121-0814 六月2-11-20	H26.6
	24	ル・ソラリオン綾瀬(ユ)	120	03-5613-1176	〒120-0004 東綾瀬3-9-1	H27.4
	26	花畑あすか苑(ユ)	100	03-5856-4751	〒121-0061 花畑4-20-1	H28.8

「従来型」 4人部屋が主体の施設です。

「ユニット個室型」 10床程度の個室と個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成された施設です。

足立区地域包括支援センター 一覧

介護支援専門員が勤務する施設です。

平成28年12月1日現在

名 称	電 話 番 号	ファックス	所 在 地	担 当 地 域
基 幹	03-5681-3373	03-5681-3374	〒121-0816 梅島3-28-8	梅島、中央本町1、島根
あ だ ち	03-3880-8155	03-3880-4466	〒120-0015 足立4-13-22	足立、中央本町2、梅田1
伊 興	03-5837-1280	03-5837-1282	〒121-0823 伊興3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、 西竹の塚
入 谷	03-3855-6362	03-3855-6360	〒121-0836 入谷9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	03-3856-7007	03-3856-1134	〒123-0873 扇1-52-23	扇、興野、本木東、本木西、本木南、 本木北町
江 北	03-5839-3640	03-5839-3643	〒123-0872 江北3-14-1	江北、堀之内
さ の	03-5682-0157	03-5682-0158	〒121-0053 佐野2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南、 辰沼、六木、佐野、大谷田2～5
鹿 浜	03-5838-0825	03-5838-0826	〒123-0862 皿沼2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新 田	03-3927-7288	03-3927-7289	〒123-0865 新田3-4-10	新田、宮城、小台
関 原	03-3889-1487	03-3887-1407	〒123-0852 関原2-10-10	梅田2～8
千住西	03-5244-0248	03-5244-0249	〒120-0035 千住中居町10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、 千住中居町、千住宮元町、千住仲町、 千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	03-3881-1691	03-3870-6717	〒120-0022 柳原2-33-6	千住柳原、千住関屋町、千住曙町、 千住東1
千住本町	03-3888-1510	03-5813-8336	〒120-0034 千住2-39	千住、千住元町、千住大川町、 千住寿町、千住柳町
中央本町	03-3852-0006	03-3886-0086	〒121-0011 中央本町4-14-20	中央本町3～5、 青井1・3～6、西加平
東 和	03-5613-1200	03-5613-1201	〒120-0003 東和4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3
中 川	03-3605-4985	03-3605-9092	〒120-0002 中川4-2-14	東和2・4・5、中川、大谷田1
西綾瀬	03-5681-7650	03-5681-7657	〒120-0014 西綾瀬3-2-1	西綾瀬、弘道、青井2
西新井	03-3898-8391	03-3898-8392	〒123-0841 西新井2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	03-3856-6511	03-3856-5006	〒123-0845 西新井本町2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	03-3883-0048	03-3883-0351	〒121-0061 花畑4-39-11	花畑、南花畑5
一ツ家	03-3850-0300	03-3850-0370	〒121-0075 一ツ家4-5-11	平野、一ツ家、保塚町、六町、 南花畑1～4
日の出	03-3870-1184	03-3870-1244	〒120-0021 日ノ出町27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2
保木間	03-3859-3965	03-3859-6730	〒121-0064 保木間5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	03-5845-3330	03-5845-3338	〒123-0853 本木1-4-10	関原、本木1～2
六 月	03-5242-0302	03-5242-0327	〒121-0814 六月1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

足立区内特別養護老人ホーム医療的ケア等の取り扱い

認知症の方、常時医療的ケアが必要な方は、各施設の受け入れ状況をご確認のうえ、申し込んでください。

1 認知症、視・聴覚障がい者の受け入れ状況

各施設とも、認知症で軽度～中度の方は受け入れできますが、症状は人によって様々です。申し込みたい施設へ、その方の症状を詳しくお伝えになってご相談ください。

		足立新生苑	紫磨園	さの	扇	六月	グレイスホーム	足立翔裕園	さくら
認知症で受け入れできない例 (「他者への暴力・集団生活が困難な方」は共通事項)		徘徊・興奮・不穏が重度的場合は要相談				徘徊のある方は不可	重度徘徊・自傷行為がある方は不可		
障がい	視覚障がい						○		
	(注)								
	聴覚障がい						○		
	(注)					筆談可能であれば可			

		中央本町杉の子園	ウエルガーデン伊興園	イーストピア東和	プレミア扇	ハピネスあだち	はるかぜ	千住桜花苑	竹の塚翔裕園
認知症で受け入れできない例 (「他者への暴力・集団生活が困難な方」は共通事項)							頻回な徘徊のある方は不可	状態に応じ個別相談	
障がい	視覚障がい								
	(注)							視覚障がいユニット有	
	聴覚障がい								
	(注)					聴覚障がいユニット有			

		ル・ソラリオン西新井	ピオーネ西新井	奉優の家	古千谷苑	ケアホーム足立	足立万葉苑	ル・ソラリオン綾瀬	花畑あすか苑
認知症で受け入れできない例 (「他者への暴力・集団生活が困難な方」は共通事項)		自傷行為のある方は要相談	興奮して騒ぎ立てる方は不可	状態に応じ個別相談(自傷行為のある方は不可)	自傷行為のある方は不可	自傷行為のある方は要相談	自傷行為のある方は要相談	自傷行為のある方・外へ出てしまう方は不可	状態に応じ個別相談(自傷行為のある方は不可)
障がい	視覚障がい			○					
	(注)						状況に応じ個別相談		
	聴覚障がい			○					
	(注)								筆談可能であれば可

程度/項目		記憶障害	失見当	徘徊	不穏・興奮
【参考】 認知症状態の例	軽度	物忘れ、置忘れが目立つ	異なった環境に置かれると、一時的にどこにいるかわからなくなる	時々部屋の中でうろろろする	興奮して騒ぎ立てることが時にはある
	中度	その日の出来事がわからない	時々自分の部屋がわからなくなる	家中あてもなく歩き回る	興奮して騒ぎ立てることが時々ある
	重度	自分の名前や直前のことも忘れる	自分の部屋がわからない	屋外をあてもなく歩く	興奮して騒ぎ立てることが多い

認知症の症状は各自で異なりますので、参考程度にご覧ください。詳しくは医師の診断が必要になります。

2 入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ(1)
(受入れ人数は各施設とも若干名です)

平成28年12月1日現在

あくまで参考のものです。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

		足立 新生苑	紫磨園	さの	扇	六月	グレイス ホーム	足立 翔裕園	さくら	中央本町 杉の子園	ウエル ガーデン 伊興園	イースト ピア東和	プレミア 扇
経管栄養	胃ろう	自己抜去 しない方 人数制限	自己抜去 しない方 人数制限	×	個別相談	人数制限	×	個別相談	自己抜去 しない方 人数制限	×	人数制限	自己抜去 しない方	人数制限 あり
	鼻腔	×	×	×	×	×	×	×	×	×	人数制限	自己抜去 しない方	×
人工肛門		注1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
在宅酸素		×	注1	注1	個別相談	×	注1	注1	注1	×	○	注1	注1
バルーン カテーテル		注1 男性は 要相談	注1	注1	注1 月1回交 換時の受 診付添い	注1 男性は 要相談	注1	注1 男性は 要相談	注1	注1 男性は 要相談	○	注1	注1
インシュリン 注 射		×	○		×						○	○	
				看護師の いる時間 帯のみ		注1 看護師の いる時間 帯、 自己注射 可能な方	自己注射 可能な方	看護師の いる時間 帯のみ	看護師の いる日勤 帯のみ	注1 看護師の いる時間 帯、 自己注射 可能な方			看護師の いる時間 帯のみ
感 染 症	MRSA	○	○	○	○	○			○	○	○	×	
	全身状態 が良好な 場合						注1 加療を要 しない状 況なら可	注1 加療を要 しない状 況なら可					個別相談
	肝 炎	○	○	○	○		○	○	○			○	
	確認でき ているこ と					注1		注1 加療を要 しない状 況なら可		現在治療 中でない こと	個別相談		個別相談
その他		×	加療を要 しない状 況なら可	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	加療を要 しない状 況なら可	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談
人工透析		×	×	×	×	×	×	×	×	×			×
											制限 (個別相談)	病院の受 入れ状況 による	
点滴・ 気管切開		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
たんの吸引		×			×		×						
			個別相談	口腔内 のみ		日中のみ 可(状態 による)		注1	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談 人数制限	

注1 全身状態が悪い場合は不可

入所当初から医療的ケアが必要な方の受け入れ（２）
（受入れ人数は各施設とも若干名です）

平成28年12月1日現在

あくまで参考のものです。ご本人の身体状況、医療処置の内容、施設の受入れ状況により入所できない場合があります。詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

	ハビネス あだち	はるかぜ	千住 桜花苑	竹の塚 翔裕園	ル・ソラ リオン西 新井	ピオーネ 西新井	奉優の家	古千谷苑	ケアホーム 足立	足立 万葉苑	ル・ソラ リオン綾 瀬	花畑あす か苑
経管栄養	胃ろう	自己抜去 しない方	自己抜去 しない方 1日2回 まで	個別相談 人数制限	個別相談	×	○	自己抜去 しない方 1日2回 まで	注1		個別相談 人数制限	個別相談
	鼻腔	×	×	×	×	×	○	×	×		×	×
人工肛門			○		○	○	○			○	○	
	注1		個別相談					注1				
在宅酸素						○	×				×	
	注1	個別相談	注1	注1	注1			注1	注1	注1		注1
バルーン カテーテル						○						
	注1	注1	個別相談	注1	注1			注1	注1	注1	注1	
インシュリン 注 射					×							
	個別相談	自己注射 可能な方	個別相談	個別相談		個別相談	自己注射 可能な方	個別相談	注1	自己注射可 能な方と看 護師のいる 時間帯のみ の注射で対 応可の方	看護師のい る日勤帯の み	看護師のい る時間帯の み
感 染 症	MRSA	○	○			○		○	○		○	
	全身状態 が良好な 場合			個別相談			注1 加療を要 しない状 況なら可					
	肝 炎	○	○	○		○		○	○		○	
	確認でき ているこ と						注1 加療を要 しない状 況なら可					
その他	個別相談	注1 加療を要 しない状 況なら可	個別相談	個別相談	加療を要 しない状 況なら可	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	個別相談	
人工透析		×	×	×	×		×	×	×	×	×	×
						個別相談						
点滴・ 気管切開		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
たんの吸引			×		×						×	
	個別相談			個別相談			日中は可 夜間不可	日中は可 夜間不可	注1	日中は可 夜間不可		日中は可 夜間不可

注1 全身状態が悪い場合は不可

特別養護老人ホームの利用料金

特別養護老人ホームの利用料金は、ご本人と同一世帯の方の収入状況と要介護度で決まります。

また、従来型（4人部屋主体）とユニット型（個室）でも利用料金が異なりますので、よくご確認のうえお申し込みください。

なお、生活保護を受給されている方でユニット型の施設に入所をご希望される場合は、お申し込みの際に各施設に必ずご相談ください。

自己負担額の計算

下表、費用負担の目安の額(1割負担の例)の内訳				
施設サービス費	+	居住費	+	食費
「要介護度」により 1割負担 または 2割負担		「自己負担限度額の区分」 及び「施設」で異なります		日常生活費 医療費
		自己負担限度額の対象		= 自己負担額
ほかに施設ごとの負担金がありますので、詳しくは、お申し込みする施設にお問い合わせください				

区民税が非課税の場合は、区に申請すると収入状況を確認して負担区分が決まり、「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。入所が決まりましたら介護保険課保険給付係で申請してください。

費用負担の目安（参考 要介護5の場合 / 月額、介護保険1割負担）

		多床室	ユニット型個室	負担区分
世帯全員が 区民税 非課税	本人が老齢福祉年金 または生活保護受給者	3万6千円程度	6万4千円程度	第1段階
	本人の課税・非課税年金 収入 + 合計所得 = 80万円以下	5万1千円程度	6万7千円程度	第2段階
	本人の課税・非課税年金 収入 + 合計所得 = 80万円超	5万9千円程度	9万円程度	第3段階
本人または同じ世帯の方に 区民税が課税されている		9万5千円程度	13万2千円程度	第4段階

お問い合わせ先

入所のお申込手続き

高齢福祉課施設係（区役所北館1階）

電話03-3880-5498

特別養護老人ホームの利用料金

各特別養護老人ホーム（しおり P.3）

介護保険負担限度額認定

介護保険課保険給付係（区役所北館1階）

電話03-3880-5743

区民税

課税課課税第一係～第四係（区役所中央館1階）

電話03-3880-5230～2、03-3880-5418